障がいのある人への生活サポート

障がいのある人に対して、さまざまな公的支援があります。今回、特に身近なものを紹介します。
障がい種別や程度、所得によって該当しない場合や事前の申請が必要なものがありますので、詳細は問い合わせください。

問合せ　障がい者支援課（本庁仮設庁舎東棟１階）　☎35-0294

障がい者手帳の種類

障がい者手帳は、障がいのある人に発行される手帳です。障がいの種類により次の３つに分けられます。

①身体障害者手帳・・・目、耳、手足、内臓など身体に永続する障がいのある人に交付される手帳です。等級は重度から順に１～６級に分けられます。

②療育手帳・・・知的に障がいのある人に交付される手帳で、重度から順にＡ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２に分けられます。

③精神障害者保健福祉手帳・・・精神に障がいのある人に交付される手帳です。等級は重度から順に１～３級に分けられます。

税金の控除・減免、公共料金の割引

①所得税・住民税の控除

障がい者手帳を取得した場合、その等級に応じて控除が受けられます。

障害者控除

【控除額】所得税27万円
住民税26万円

【対象となる手帳の種類】
・身体障害者手帳（３～６級）
・療育手帳（Ｂ１、Ｂ２）
・精神障害者保健福祉手帳（２級、３級）

特別障害者控除

【控除額】所得税40万円
住民税30万円

【対象となる手帳の種類】
・身体障害者手帳（１級、２級）
・療育手帳（Ａ１、Ａ２）
・精神障害者保健福祉手帳（１級）

②自動車取得税・自動車税・軽自動車税の減免

障がいのある人が自動車を所有し運転する場合や障がいのある人と生計を一にする同居者が、障がいのある人の通学や通院のために運転をする場合は減免を受けられることがあります。

③有料道路通行料の割引

対象となる手帳を持つ本人や介護者の運転で有料道路を通行する場合、通行料金が半額になります。（２種は本人運転のみ）（事前の申請が必要です）

【対象となる手帳の種類】
・身体障害者手帳（１～６級）
・療育手帳（Ａ１、Ａ２）

④ＮＨＫ放送受信料の減免

免除基準に該当する場合は、減免（全額か半額免除）になります。

⑤旅客運賃の割引

鉄道・飛行機・バス・タクシーの運賃が割引になる場合があります。切符の購入や料金の支払い時に障がい者手帳の提示が必要です。

手当

次に該当する人には手当制度があります。

①日常生活で、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（児）

20歳以上…特別障害者手当
【手当月額】２万６８１０円
20歳未満…障害児福祉手当
【手当月額】１万４５８０円

②中程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している父母など

特別児童扶養手当
【手当月額】重度　５万１４５０円
中度　３万４２７０円

自立支援医療

①精神通院

指定医療機関で、精神疾患の継続的な通院による医療が必要な人に対し、医療費の一部を医療保険と公費で負担します。

②更生医療

指定医療機関で、18歳以上の身体障害者手帳を持っている人が、障がいの軽減や回復をさせるために必要な手術などの治療を受ける場合に、医療費の一部を医療保険と公費で負担します。

③育成医療

指定医療機関で、18歳未満の身体に障がいのある人が、障がいの軽減や回復をさせるために必要な手術などの治療を受ける場合に、医療費の一部を医療保険と公費で負担します。

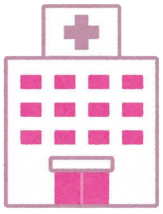

重度心身障がい者医療費助成

重度の障がいのある人が医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を助成します。

【対象となる手帳の種類】

・身体障害者手帳（1級、2級）
・療育手帳（A1、A2）
・精神障害者保健福祉手帳（1級）

対象者

重度の障がいがある人のみの世帯に属する人など

※近隣の協力員として2人の登録が必要

利用料

緊急通報装置レンタル料の一部（半額については市が負担）を負担

※設置・撤去にかかる費用は市が負担

安心相談確保事業（緊急通報装置の貸与）

緊急通報装置の貸与によって、日常生活に関する相談や急病、災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応します。また、定期的（月2回）に安否確認を行います。

その他

①車いすの無料貸出

外出など一時的に車いすが必要な人に貸出します。

②住宅改造助成

重度の障がいのある人が在宅する住宅の改造費用の一部を助成します。増築や改築、新築は対象外です。

【対象となる手帳の種類】

・身体障害者手帳（1級、2級）
・療育手帳（A1、A2）

③運転免許取得費用助成

社会参加のため、障がいのある人が普通自動車の運転免許取得が必要な場合、費用の一部を助成します。（限度額10万円）

④自動車改造費用助成

社会参加のため、身体に障がいのある人が自動車の改造が必要な場合、費用の一部を助成します。（限度額10万円）

⑤成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を法律面や生活面（財産管理や介護・福祉サービスを利用するための手続きなど）で保護したり支援したりする制度です。

障がい者就労支援セミナー

障がいのある人の「働きたい」を応援するために、事業主やそこで働く人、地域、家族それぞれの立場で障がいを理解し、「ともに働く」ためにできることを考えるセミナーを開催します。

とき 12月18日(月)
午後2時～4時
（受付 午後1時30分～）

ところ やつしろハーモニーホール

内容 障がい者の就労に関する制度（助成など）の紹介や家族や事業所などから支えられて就労に至った事例発表

費用 無料

相談支援事業所

障がい者やその保護者を対象に、市が委託した相談支援事業所の専門職員が、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談を行います。また、申請をするときの支援、サービス事業者との連絡調整なども行います。
＊利用料は無料

【委託事業所名】

・**かんねさこ荘相談支援事業所**
（主に身体障がいに対応します）
所在地：松江本町5-15
☎45-9012　FAX45-9013

・**地域生活相談支援センター　すまいる**
（主に精神・知的障がいに対応します）
所在地：大村町720-1
☎32-2333　FAX32-2632

・**氷川学園相談支援事業所　風舎**
所在地：八代郡氷川町宮原1167-2
☎・FAX62-4081

障害者就業・生活支援センター

就業や就業に伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者を対象に窓口での相談、職場や家庭訪問などによる指導・相談を行います。
＊利用料は無料で、原則予約制

・**熊本県南部障害者就業・生活支援センター　結**
☎35-3313　FAX45-5233

地域療育センター

子育てのしにくさや、子どもの困り感などの心配がある人に、心配を軽減できるように一緒に考え、子ども自身と関わる人もよりよく生活できるようにお手伝いします。
＊利用料は無料で、原則予約制

・**八代圏域地域療育センター**
☎・FAX35-4766

障がい者虐待防止センター

障がいのある人を虐待という権利侵害から守り、障がいのある人が地域で安定した生活を送ることができるよう、虐待の通報や相談窓口を設置しています。

虐待は早期発見、早期の対応が必要です。障がいのある人への虐待を発見したときは、速やかにお知らせください。

【虐待の例】

暴力、体罰、性的嫌がらせ、脅し、身の回りの世話や介助をしない、財産や年金を同意なしに勝手に使うなど。

・**八代市障がい者虐待防止センター**
（障がい者支援課内）☎35-0294